



[記者発表資料]

平成26年2月3日

平成26年度災害時等の協力業者を募集します (国土交通省 長崎河川国道事務所管内) ～災害発生時等における迅速な対応を図るために～

「目的」

国土交通省長崎河川国道事務所では、災害発生時および異常気象時における迅速な状況把握や円滑かつ的確な災害復旧等を図るために、下記の部門において協力いただける業者を募集します。

記

1. 募集部門

- (1) 河川部門
- (2) 道路部門
- (3) 電気通信部門
- (4) 機械設備部門
- (5) コンサル部門

2. 募集期間

平成26年2月3日（月）から平成25年2月17日（月）

3. 募集要項

長崎河川国道事務所ホームページで配布

4. 提出様式はここからダウンロードできます。クリックしてください

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

河川管理課長 宮原 満弘（河川部門） 内線331
(コンサル部門) "

道路管理第一課長 門垣 和秀（道路部門） 内線431

防災課長 石川 保之（電気通信部門） 内線281

" " (機械設備部門) "

電話 095-839-9211（代表）

平成26年度 災害時協力業者募集要項

1. 目的

国土交通省長崎河川国道事務所では、災害発生時および異常気象時における迅速な状況把握や円滑かつ的確な災害復旧等を図るために、下記部門において協力いただける業者を募集します。

2. 募集内容

- ・以下の5つの部門毎に応募をお願いします。
- ・別紙応募申請書及び提出資料に必要事項を記入し、応募して下さい。
- ・協力業者の選定については、参加資格条件及び別表の評価基準に基づき総合的に評価して決定します。

1) 募集部門

①河川部門

- ア) 対象箇所：本明川
イ) 業務内容：災害時応急対策、洪水時河川巡視、緊急内水対策車の運用
水質事故、地震（震度4以上）時の河川巡視等
ウ) 応募地域：諫早出張所管内

②道路部門

- ア) 対象箇所：国道34号、国道35号、国道57号、国道205号、
国道497号（佐世保中央IC～佐々IC）
イ) 業務内容：災害時の応急対策及び道路巡回、地震（震度4以上）時の道路巡回等
ウ) 応募地域：佐世保：佐世保国道維持出張所管内
大 村：大村維持出張所管内
小 浜：小浜維持出張所管内

③電気通信部門

- ア) 対象箇所：長崎河川国道事務所管内の光ファイバーケーブル
イ) 業務内容：光ファイバーケーブルの異常時、災害時の応急復旧等
ウ) 応募地域：長崎河川国道事務所管内

④機械部門

- ア) 対象箇所：長崎河川国道事務所管内の排水機場、水門、樋門樋管
トンネル等の機械設備
イ) 業務内容：異常時、災害時の応急復旧等
ウ) 応募地域：長崎河川国道事務所管内

⑤コンサル部門

- ア) 対象箇所：長崎河川国道事務所管内
イ) 業務内容：災害時の緊急測量、設計等
ウ) 応募地域：長崎河川国道事務所管内

※対象箇所については、場合によっては、対象箇所以外への出動もある。

3. 協定期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

4. 募集業者数

1) 河川部門

①諫早出張所管内 : 7社程度

2) 道路部門

①佐世保国道維持出張所 : 7社程度

②大村維持出張所 : 6社程度

③小浜維持出張所 : 5社程度

3) 電気通信部門

①長崎河川国道事務所管内 : 2社程度

4) 機械部門

①長崎河川国道事務所管内 : 5社程度

5) コンサル部門

①長崎河川国道事務所管内 : 3社程度

5. 応募の参加資格条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港部を除く）における下記工事等の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ①河川部門・道路部門
 - 一般土木工事又は維持修繕工事
 - ②電気通信部門
 - 通信設備工事又は維持修繕工事
 - ③機械部門
 - 機械設備工事
 - ④コンサル部門
 - 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(6) 災害時協力会社として応募する社については、下記条件を満足すること。

1) 会社の本支店等

- | | |
|---------|--------------------------|
| ①河川部門 | 長崎県内に本店・支店等が所在すること |
| ②道路部門 | 長崎県内に本店・支店等が所在すること。 |
| ③電気通信部門 | 九州地方整備局管内に本店・支店等が所在すること。 |
| ④機械部門 | 九州地方整備局管内に本店・支店等が所在すること |
| ⑤コンサル部門 | 長崎県内に本店が所在すること。 |

2) 平成11年度以降に元請けとして下記条件を満たす実績を有すること。

- | | |
|---------|---|
| ①河川部門 | 国土交通省長崎河川国道事務所発注の一般土木工事
又は維持修繕工事の実績 |
| ②道路部門 | 国土交通省長崎河川国道事務所発注の一般土木工事
又は維持修繕工事の実績 |
| ③電気通信部門 | 九州地方整備局所管内事務所発注の光ケーブル敷設工事の実績 |
| ④機械部門 | 九州地方整備局所管内事務所発注の水門、排水機場、トンネル等
の機械設備工事又は点検の実績 |
| ⑤コンサル部門 | 長崎県内（国、県、自治体）発注の測量又は設計（河川又は道路
にかかる設計）の施工実績 |

なお、工事又は業務実績の確認のため、別紙1に記載の上、契約書の写し（契約書は、
当初の鏡部分でよい）を提出すること。

3) 地理的要件として、下記条件を満足すること。

- | | |
|---------|---|
| ①河川部門 | 会社の本支店等から諫早出張所に、概ね30分以内で到着できる
こと。
・諫早出張所（諫早市八天町20-15） |
| ②道路部門 | 会社の本支店等から長崎河川国道事務所の希望する出張所の管理
区間に、概ね30分以内で到着できること。 |
| ③電気通信部門 | 会社の本支店等から長崎河川国道事務所に、概ね2時間以内で到
着できること。
・長崎河川国道事務所（長崎市宿町316番地1） |
| ④機械部門 | 会社の本支店等から長崎河川国道事務所に、概ね2時間以内で到
着できること。
・長崎河川国道事務所（長崎市宿町316番地1） |
| ⑤コンサル部門 | 会社から長崎河川国道事務所に、概ね1時間以内で到着できること。
・長崎河川国道事務所（長崎市宿町316番地1） |

6. 手続き等

1) 問い合わせ先

〒851-0121 長崎市宿町316番地1
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/>

- ① 河川部門 : 河川管理課長 宮原 (みやはら) (内線331)
- ② 道路部門 : 道路管理第一課長 門垣 (かどがき) (内線431)
- ③ 電気通信部門 : 防災課長 石川 (いしかわ) (内線281)
- ④ 機械部門 : 防災課長 石川 (いしかわ) (内線281)
- ⑤ コンサル部門 : 河川管理課長 宮原 (みやはら) (内線331)

2) 募集期間、提出場所及び方法

- ①募集期間 : 平成26年2月3日(月)から平成25年2月17日(月)
- ②提出先 : 長崎河川国道事務所 防災課
- ③提出資料 : 応募申請書
- ④提出方法 : 郵送または直接持参

3) 選定結果の通知

- ①選定結果については、3月上旬に結果を書面でお知らせします。
- ②協定期間は、平成26年4月1日～平成27年3月31日です。

4) その他

- ①提出された申請書等は選定の審査以外に使用しません。なお、提出された申請書等は返却しません。
- ②故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする場合があります。